

プロジェクションマッピング総合相談窓口

地域によるプロジェクションマッピングの取組を支援するため、「プロジェクションマッピング総合相談窓口」を設置しております。プロジェクションマッピングの実施に当たり、調整が必要な行政機関や補助制度のご案内のほか、専門家派遣を通じたアドバイスを行います。

○ 総合相談窓口

1 電話

03-5579-2682（（公財）東京観光財団 地域振興部 事業課内）

※ 受付時間は、平日の9時から17時45分まで（土日祝日は休業）になります。

※ お問合せの際には、「プロジェクションマッピング総合相談窓口担当」へとお伝えください。

2 メール

chiiki@tcvb.or.jp

※ 件名に「プロジェクションマッピング総合相談窓口への問い合わせ」とご記載ください。

（相談内容の例）

- ・プロジェクションマッピングの実施に当たって必要となる各行政機関への手続（屋外広告物や警備、道路占用許可、景観など）等とその窓口について
- ・プロジェクションマッピングの実施に活用できる補助事業について

○ 専門家の派遣

相談内容に応じて、専門家を無料で派遣します（最大5回まで）。

（専門家によるサポート内容の例）

- ・プロジェクター設置の手法や必要となる機器の性能、投影面に対して効果的なコンテンツの作成等について